

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から同年6月までの期間及び40年11月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月から同年6月まで
② 昭和40年11月から41年3月まで

申立期間のころ国民年金保険料の集金人をしていた私の母が、私の厚生年金保険期間と国民年金期間の間を空けないで保険料を払っておいた方が良くと言って、国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料をさかのぼって納付してくれた。

オンライン記録では、申立期間は未納となっているが、上記のとおり納付しているはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせて10か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね完納している。

また、申立人は、母が申立期間の保険料をさかのぼって納付してくれたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年7月8日に払い出されており、この時点では、申立期間の保険料は過年度保険料として納付することが可能である。

さらに、申立人は、申立期間当時集金人をしていた申立人の母が、申立期間の保険料を市町村役場で納付してくれたと主張しているため、申立人の居住する市町村役場へ照会したところ、「申立期間当時は、過年度保険料を集金人が預かってから納付したり、市町村役場へ直接持って来た場合にはひとまず市町村役場で預かってから郵便局へ納付するなどの対応をしていた。」との回答があることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から53年1月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から53年1月まで

私が20歳になった時、母が国民年金の加入手続と併せて付加年金の加入手続をし、それ以降継続して国民年金保険料を付加保険料と併せて納付していたと、母から聞いていた。以前、家に来た国民年金推進員が、20歳から付加保険料を納めている人はめずらしいと言っていたとの記憶もある。

これらのことから、申立期間の付加保険料の納付が記録されていないのは間違いだと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳には、昭和53年2月からの付加年金保険料の納付が記録されている上、A市町村役場が保管する被保険者名簿にも付加保険料の納付資格の取得日は53年2月1日と記録されている。

また、A市町村役場へ照会したところ、「A市町村では定額保険料と付加保険料の合計額を一つの納付書で納付する仕組みであった。」と回答しており、定額保険料と付加保険料を一緒に納付しながら、7年の長期にわたり定額保険料については納付済みとなり、付加保険料については未納となることは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母は既に亡くなっているため、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は明らかでない。

加えて、申立人が、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月26日から29年3月31日まで

A事業所に勤務していたときの厚生年金保険の記録が無い。昭和27年5月ごろ、炎症の治療のため通院していたことを覚えているが、通院していたことを証するカルテ等はなく、当時の同僚も亡くなっているので証言を得られないが、勤務していたことは間違いないので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所に勤務し連絡が取れた同僚8人のうちの1人は申立人の名前を記憶していることから、申立人は同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚の供述から、申立人の勤務期間を特定することはできない上、上記同僚のうち7人は申立人を記憶していないと供述している。

また、申立期間に係る厚生年金保険の適用状況についても供述を得ることができない。

さらに、当該事業所の当時の事業主及び社会保険関係の事務担当者は既に死亡し、現在の事業主は、「申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の控除について不明である。」と回答している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月1日から43年3月1日まで
② 昭和44年5月1日から46年7月21日まで

私は、A市町村に所在するB事業所に昭和42年3月1日から46年7月21日まで勤務していた。途中、C市町村に所在するB事業所へ1年ほど異動となったが、一度も辞めることなく継続して勤務していた。申立期間も厚生年金保険に加入していたのに、申立期間の①と②の間の43年3月1日から44年5月1日までだけが厚生年金保険の被保険者期間として記録されていることは不自然であるため記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月1日にA市町村のB事業所に入社し、46年7月21日まで継続して勤務していたと主張しているが、申立人が勤務したと主張している当該事業所の当時の経理担当者は、「申立人が申立期間に勤務していたのは、A市町村のD事業所であり、同事業所は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。申立人は修業の一環としてC市町村に所在するB事業所に出向し、同事業所において厚生年金保険に加入し、1年間ほどB事業所で勤務していた。そして、再度、D事業所に戻ったため、B事業所で勤務していた期間しか厚生年金保険に加入していないはずである。なお、B事業所とD事業所については、経営者は同じであったが、独立採算制であり、経理及び社会保険についても全く別の会社として運用されていた。」と供述している。このことから、申立人が両申立期間において勤務していた事業所は、A市町村に所在するD事業所のことであると考えられる。

また、オンライン記録によると、D事業所は、昭和61年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、両申立期間当時は、適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、同事業所の後継事業主からは、「申立人の申立期間については、当社が厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和61年5月1日からのため、厚生年金保険への加入及び保険料の控除はしていない。」との回答がある。

加えて、申立人について、オンライン記録では、申立期間②のうち、昭和44年5月から46年6月まで国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年3月まで
平成元年6月から2年3月まで、A事業所で正社員として勤務していた。
給与明細等の書類は残っていないが、勤務していたのは確かなので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の業務内容等について具体的に述べていることから、申立人が申立期間内において、勤務期間の特定ができないものの、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、同事業所での勤務期間についての具体的な記憶が無い上、申立期間の同事業所での雇用保険加入記録も無く、しかも、申立人が記憶している申立期間当時の同僚（厚生年金保険の加入記録はない）にも連絡が取れないため勤務期間を特定することができない。

また、オンライン記録によると、同事業所は平成2年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について現在の事業主に照会したが、不明との回答があり、申立期間当時の厚生年金保険料の控除についての状況を確認できない。

さらに、オンライン記録から、申立人は、平成元年4月から4年3月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。